

学 生 各 位

平成29年1月11日付け及び令和2年3月17日付け「国立大学法人北海道教育大学における学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価書」における改善に関する意見について、本学の取組状況を別記のとおりお知らせします。

これらの評価書は、本学が学生を主体とした「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」(以下「学生評価委員会」という。)を設置し、教員養成課程における授業・教育課程並びに学科を含めた全学の教養教育科目について点検・評価を行ったもので、授業・教育課程の改善に学生の声を取り入れ、学生の関心と理解を高めることにより、本学教育の質の向上を目指すことを目的に作成されたものです。

別記に記載されている《改善を要する点》への取組については、学生評価委員会の指摘を受けてからこれまで本学が対応してきた取組状況を記述しています。さらに残された課題等については、今後、本学教育委員会及び各校で引き続き早急な検討・改善を進めてまいります。

学生のみなさんには、自身の受ける授業、学部4年間で関わるカリキュラムの改善への取組にこれからも関心を持ち続けてもらい、大学はその声を聴く機会をより多く設け、将来的には大学・教員・学生がより良い授業・教育課程の構築に向けて相互に協力するなど、この取組により本学教育の質向上に繋がる好循環が生まれればと期待しております。

令和3年11月18日

北海道教育大学長 蛇穴 治夫

「国立大学法人北海道教育大学における学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価書」(平成29. 1.11、令和2. 3.17)における改善に関する意見に対する本学の取組状況報告

令和3年11月18日現在

以下の観点に係る改善に関する意見が、当時どのような背景(分析結果等)から述べられたかについては、HP 別掲のそれぞれの評価書及び関係資料を参照してください。

I. 平成29. 1.11 学生評価委員会評価関係

【教員養成課程全体】

観点1

学校現場に関する授業科目が、前後関係など相互の関連を考慮して一定の学修成果が得られるように計画されているか。(平成 29.1.11 評価書 観点 27-1)

《改善を要する点》として指摘を受けた事項

- (1) 「教育フィールド研究Ⅰ、Ⅱ」(札幌校)、「学校経営と学級経営」(旭川校)などの一部科目について、履修時期の妥当性や学生の受講を促す必修・選択の区分のあり方を再度検討する必要がある。

(取組状況等)

「学校経営と学級経営」の授業内容を取り入れた全学で名称を統一した科目として「教育の制度・経営と社会」を教員養成各校で開設し、「必修科目」として位置付けました。また、「教育フィールド研究Ⅰ・Ⅱ」の履修方法は、必修科目又は選択必修科目としてより履修を促す措置を講じ、同科目と「教育の制度・経営と社会」の履修時期については、可能な限り実習前に配置するなど、継続的な改善を進めています。

- (2) 「理論と実践の往還」の意識が希薄と思われる一部科目について、教育課程との整合性を確認することが必要である。

(取組状況等)

カリキュラムツリー、科目ナンバリングによって教育課程を系統立てて編成しました。また、シラバス上で科目間の関係性を示すため「関連する授業科目」欄を設け、「シラバス作成の手引き」を改訂してその積極的な記載を促すなど、教育課程の系統性や理論と実践の往還への意識が示せるよう改善を図りました。

- (3) 学修成果の中で比較すると、指導技術、生徒指導に関して身につけていると回答している学生が相対的に少ないため、改善の余地がある。
- (4) 学修成果をキャンパス間で比較すると、わずかながら札幌校が旭川校や釧路校に比べて身につけていないと回答する傾向がある(旭川校 4.9%~24.1%、釧路校 8.0%~20.5%に対し、札幌校 15.4%~34.6%)ため、改善の余地がある。

(取組状況等)

本学では、第3期中期計画において、教員養成の高度化をさらに推し進め、実践的教員養成への質的転換を図るため、学校教育現場の経験がある大学教員を100%にするという目標を掲げました。

そのために、本学大学教員に対して、現職・新規を問わず、本学附属学校等を活用した研修の受講を義務付けました。これにより、教員養成課程における教育の質保証に直結した学校教育現場における実践研究に必要とされる資質・能力を向上させるとともに、理論と実践の往還を自ら体験することによって、大学の学校教育現場に関する授業科目が実践研究に基づいた理論による授業内容へと改善が進むよう促しています。これが達成できれば、学生のみなさんには実践的な能力を獲得できたという実感をより強く持ってもらえるものと考えております。

- (5) 電子ポートフォリオや大学教育情報システムの実効性について、より多くの学生の意見や利用実態を把握した上で、学修を支える電子システムが教育課程や学修の実態に即しているか再検討するべきである。

(取組状況等)

令和4年3月導入予定のポートフォリオシステムには、ユニパ(ユニバーサル・パスポート)に「教職実践演習」用のポートフォリオを標準装備します。また、学生の修学状況を把握するため、DPに基づいた「達成度評価」を導入します。具体的には、DPの能力別に各科目をカテゴライズして各能力の達成度を測り、これをレーダーチャートで表示します。またこれにより、修学状況の可視化も同時に実現し、システムの実効性を向上させます。

観点2

同一名称・複数クラスの授業科目の成績評価が、同一基準で適切に行われているか。(平成 29.1.11 評価書 観点 27-2)

根拠規定

「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導に関する取扱要項」第3条第4項※

《改善を要する点》として指摘を受けた事項

- (1) 同一名称の科目について評価方法とその基準の再点検を行い、関係規定・要項に基づき改善を行う必要がある。
- (2) 上記点検の結果を踏まえ、シラバスの記載内容についても見直しを行う必要がある。その際、授業内容に差異がある場合は、明確な根拠を示しながら、学生が理解できるように記載する必要がある。

(取組状況等)

「教養科目」・「教職課程コア科目」の同一名称・複数クラスについて検証を行い、一部の科目について到達目標・成績評価の方法・基準の統一について改善の必要を認めました。「教職課程コア科目」については、平成29年度からの評価・検証作業を経て、ほぼ全ての科目で改善が図られており、シラバスに反映されています。「教養科目」については、学科を含めて評価が必要と考え、令和元年度に改めて評価を実施し、以後2年間をかけて改善の検証作業を実施しました。結果については、後述する「Ⅱ 令和 2.3.17 学生評価委員会評価」を参照ください。

観点3

シラバスは機能しているか(平成 29.1.11 評価書 観点 27-3)

《改善を要する点》として指摘を受けた事項

- (1) シラバス提供の仕方の改善が求められる。

大学教育情報システムとして使用しやすくするとともに、提供の方法も考慮すべきである。大学教育情報システムが優先されるが、システムトラブルの代替措置としても、一定程度、冊子化されたシラバスの提供も考えられる。

(取組状況等)

令和4年3月から大学教育情報システムの仕様を変更し、シラバスの検索機能及び照会機能を充実させるなど、より使い勝手を向上させて信頼性・実効性を向上させ、円滑な稼働に努めます。今後も大学としては、システムへの移行を確実に進める方針ですので、費用対効果の面からも冊子の提供は考えておりません。

- (2) 授業担当教員が必ずシラバスを作成・公開し、記載のないシラバスや記載されていない項目のあるシラバスがないよう改善していく必要がある。
- (3) シラバスにある「成績評価」に関する記載が不十分なシラバスがあるので、改善を要する。
- (4) 非常勤講師が担当する授業科目について、入力支援をするとともに、どこが非常勤講師と連絡をとるための窓口となっているのかの記載が求められる。

(取組状況等)

本学ではシラバスの改善について、これまで「シラバス作成の手引き」の策定や大学教育情報システムの導入など、その作成・活用を進めてきましたが、個人的な対応に任せてきた面があり、改善を要する点として指摘があったように不十分な面がありました。そこで、令和元年12月に、「北海道教育大学教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)」を制定し、令和3年3月には、これに基づくモニタリング実施要項を決定して、同年度第1四半期中に、「シラバス点検シート(各教員用)」「シラバス点検シート(専攻・分野・コース等用)」により、全学的なシラバスの点検を行いました。このような組織的な取組により、現在シラバスの作成・公開については内容の充実を含めて改善が進み、ほぼ100%の掲載を達成しています。

シラバスにおける成績評価の記載については、ルーブリック評価の導入や成績評価の客観性・厳格性の確保について教員に周知し改善を進めています。非常勤講師が担当する授業科目のシラバスについては、窓口教員が入力支援にあたる体制を整備しました。また、非常勤講師との連絡の在り方については、次期導入予定のユニパにおいて、各非常勤講師と窓口教員をひも付きで表示できる機能を導入します。

II. 令和2. 3.17 学生評価委員会評価関係

観点:教育課程編成基準に定めた課程・学科ごとに開設する教養科目がその目的と合致しているか

観点 1

授業の到達目標の総和はCPの資質・能力を満たしているか(令和 2.3.17 評価書 観点1)

《改善を要する点》として指摘を受けた事項

各教養科目の到達目標がCPに資するよう点検・改善を行うとともに、教育課程編成時における各授業科目の到達目標と対応するCPの点検を漏れなく実施する体制の整備とCPの達成を意識した履修指導が求められる。

(取組状況等)

本学では、平成3年度に本学教育委員会の審議事項に教育の質保証に関する事項の追加、教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項を定めて、全学的・組織的な実施体制を整備しました。

また、「北海道教育大学教学アセスメント実施の方針(アセスメント・ポリシー)」に基づく自己点検・評価の実施及びモニタリングの実施を通して、集積したデータに基づいた履修指導が可能となりました。

本学は、CPが大学にとっての教育課程の体系化、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化等に資するものであり、学生にとってはDPに示す目標を達成するための指標となるものであることを理解し、シラバスの不断の改善を進めます。

観点 2

授業の到達目標は人材養成に関する目的に込んでいるか(令和 2.3.17 評価書 観点2)

《改善を要する点》として指摘を受けた事項

教養科目の性格上、全ての授業科目の到達目標に人材養成に関する目的に係る資質・能力を含めることはできていない現状にある。しかしながら、他の専門科目の到達目標では取り組めない人材養成に関す

る目的に係る資質・能力を、教養科目の到達目標に含めることで、教育課程全体としての人材養成に関する目的の達成を図ることが求められる。

(取組状況等)

本学は、学生の学習成果の評価(教学アセスメント)やモニタリングなど、アセスメント・ポリシーに基づいた活動を確実に実施することにより、DP が定める資質・能力の獲得にあたり、到達目標において不足する部分が明らかとなります。この部分が専門科目の到達目標として定められない資質・能力の場合は、教養科目の新規開設や既存の教養科目の内容の見直しなどにより不足する到達目標を補うなど、教育課程全体で人材養成に関する目的を達成します。

観点 3

複数開講授業科目の到達目標は統一されているか(令和 2.3.17 評価書 観点3)

《改善を要する点》として指摘を受けた事項

同一名称・複数開講科目については各キャンパス・専攻・分野での特徴を踏まえつつ、指摘のあった科目について到達目標の統一を図ることが求められる。

(取組状況等)

「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」第3条第4項※の趣旨を踏まえ、各校とも関係委員会を通じて、同一名称・複数開講科目については、到達目標の統一に向け具体的な作業を進め、順次改善が図られています。一方、未対応の科目もあることから、今後も定期的に点検・改善を進めていきます。

観点 4

複数開講授業科目の成績評価の方法・基準は統一されているか(令和 2.3.17 評価書 観点4)

《改善を要する点》として指摘を受けた事項

同一名称・複数開講科目については各キャンパス・専攻・分野での特徴を踏まえつつ、指摘のあった科目について成績評価の方法・基準の統一を図ることが求められる。

(取組状況等)

現状では、「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」第3条第4項※に抵触する実態が認められるため、到達目標の統一に向け、具体的な作業を進め、順次改善を進めています。一方、「アカデミックスキル」や「情報機器の操作」などの科目については、これまでの検証結果を踏まえ、専攻・分野毎に専門性が異なることを考慮すれば、専攻間で異なることをある程度許容することも考えねばなりません。その際には、受講する学生に誤解を招かぬよう、シラバス等を通して事前に十分な説明と周知を行います。

※ ○北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項(平成18年2月23日制定)(抜粋)

(成績の評価方法等)

第3条

1～3 (略)

4 学生に選択の余地がないクラス指定等を行う同一の授業科目については、当該科目の評価方法及び評価基準を統一しなければならない。